

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携について

- ・取引先の有する独自の技術やノウハウを積極的に活用し、共同での新製品開発や新サービスの創出（オープンイノベーション）に取り組めます。
- ・オンライン会議システムを積極的に活用し、移動時間の削減や商談の効率化を図るとともに、取引先のデジタル化への適応をサポートします。

b. IT 実装支援について

- ・発注・請求業務のデジタル化（共通EDI の導入やWeb 受発注システムの活用）を推進し、双方の事務負担の軽減とペーパーレス化を実現します。
- ・電子契約システムを導入・拡大し、印紙税の削減や契約締結までのリードタイム短縮を図り、取引先の事務効率化に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2026年2月13日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

島村楽器株式会社

代表取締役 廣瀬利明

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。